

工業専門課程の教務規則（抜粋）

第2章 卒業

（称号の付与）

第2条 卒業者には卒業証書を与え、次の称号を付与する。

学科名	年制	称号の付与	課程の詳細
高度システム開発科	4年制	高度専門士	職業実践専門課程
システム開発科	2年制	専門士	職業実践専門課程
I T情報科	2年制	専門士	
総合研究科（研究課程）	2年制		

（卒業の認定）

第3条 卒業の認定は学年末の成績会議において学校長が認定する。

2 卒業の要件は次のとおりとする。

（1）システム開発科、I T情報科公務員専攻、総合研究科（専門課程）については、以下の要件を満たした者を卒業とする

- ① 2年間の修得単位が66単位以上かつ授業時数が1,980時間以上であること
- ② 学納金が全額納入済みであること
- ③ 検定を15ポイント以上取得していること（※各検定ポイントは別表に定める）

（2）高度システム開発科については、以下の要件を満たした者を卒業とする

- ① 4年間の修得単位が132単位以上かつ授業時数が3,960時間以上であること
- ② 学納金が全額納入済みであること
- ③ 検定を15ポイント以上取得していること（※各検定ポイントは別表に定める）

（3）総合研究科（研究課程）については、以下の要件を満たした者を卒業とする

- ① 学士を取得していること。又は、2年間で本校の修得単位が66単位（3年次、4年次とも33単位）以上かつ授業時数が（3年次990時間以上で4年次で1,980時間以上）であること
- ② 学納金が全額納入済みであること

第3章 進級

(進級の認定)

第4条 進級の認定は学年末の成績会議において学校長が認定する。

2 進級の要件は次のとおりとする。

(1) システム開発科、IT情報科公務員専攻、総合研究科(専門課程)については、以下の要件を満たした者を進級とする。

- ① 1年次の修得単位が33単位以上かつ授業時数が990時間以上であること
- ② 学納金が全額納入済みであること
- ③ 検定ポイントは定めないが、標準より少ない場合は面談をして取得を促す

(2) 高度システム開発科については、以下の要件を満たした者を進級とする。

- ① 1年次の修得単位が33単位以上かつ授業時数が990時間以上であること
- ② 2年次の修得単位が66単位以上かつ授業時数が1,980時間以上であること
- ③ 3年次の修得単位が99単位以上かつ授業時数が2,970時間以上であること
- ④ 学納金が全額納入済みであること
- ⑤ 検定ポイントは定めないが、標準より少ない場合は面談をして取得を促す

(3) 総合研究科(研究課程)については、以下の要件を満たした者を進級とする

- ① 3年次の修得単位が33単位以上かつ授業時数が990時間以上であること
- ② 学納金が全額納入済みであること

(原級留置)

第5条 前条2項の各学科の進級要件を一つでも満たすことができないときは、原級留置とする。

2 原級留置となったときは、その学年で履修修得した単位の認定を一時保留(停止)し、その学年の全ての授業科目を再履修しなければならない。

3 再履修した授業科目のうち、忌引き等やむを得ない事由により単位を修得できなかった科目が、一時保留(停止)した科目であれば、学年末の成績会議において学校長が12単位まで認定できるものとする。

第4章 単位と単位認定

(単位)

第6条 単位は、学則第9条に基づき学校長が定める授業時間をもって1単位とする。

(単位の認定)

第7条 単位の認定は学年末の成績会議で学校長が認定する。成績評価については以下のとおりとする。

2 前期成績評価は、前期の100点満点の考查点数と前期の出席率を100分率(端数切り上げ)で示した数値を表示する。

3 後期成績評価は、後期の100点満点の考查点数と後期の出席率を100分率(端数切り上げ)で示した数値を表示する。

(単位の修得)

第8条 前後期の試験の平均点数(端数切り上げ)と、前後期の出席率を100分率(端数切り上げ)で示した数値で次の表に従って判定し表示する。秀、優、良、可の評定の場合は、単位を修得したものとする。

評定	評価基準
秀	授業科目の試験の点数が90点以上の者で、出席率95%以上の者
優	授業科目の試験の点数が70点以上の者で、出席率85%以上の者
良	授業科目の試験の点数が50点以上の者で、出席率85%以上の者
可	授業科目の試験の点数が40点以上の者で、出席率85%以上の者
不可	試験の点数が40点未満の者、または、出席率85%未満の者